○農林水産省告示第千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市末吉町諏訪方字坂ノ上三四二の七、三四四の二、字光神山前ノ谷六四三の二、六四六の四、六四六の七、末吉町南之郷字地蔵免五五二七の三、五五二七の四、五五二七の六、五五二七の八、五五二七の九、字フヅキ谷六四一四の七、字秋月六五三九の一、六五三九の六、六五三九の九、字水神ノ平六五四三の一から六五四三の三まで、字鳶ノ巣八〇八五の二、八〇八六の七（次の図に示す部分に限る。）、八〇八六の九、八〇八六の一〇、字大窪九八四五の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町岩川字柿木ヶ渡二二二九の一、二二二九の二、二二二九の四、二二二九の六、二二二九の九、二二二九の一〇、二二二九の二七から二二二九の二九まで、大隅町大谷字里脇四六一一の一、四六一一の二、四六一四の二、大隅町坂元字木場迫一七一九の五、六、大隅町月野字牛掛頭三二九七の一から三二九七の三まで、大隅町恒吉字藤六　二一〇六の一、二一〇六の二、大隅町中之内字大山六五七の二、六五九の三、字上島田六一九二の三、字下島田六一九七の四、六一九七の六、字牧内七八一七の一四から七八一七の一六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町月野字竹ノ山四七七の三、字松崎六七五、字下ノ山八六二の一、八六二の二、字上塔ヶ谷一八三六の一、一八三六の六、一八三六の七、字葛ヶ段五二〇〇の八、五二〇〇の九、字上ノ迫九五九〇の三、九五九〇の四、九五九〇の六、九五九〇の七、九六〇一の二、九六〇一の三、九六〇一の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町岩川字茶園迫七九八五の二、七九八五の三、七九八五の九、大隅町坂元字市後ヶ迫四三〇八の一四（次の図に示す部分に限る。）、大隅町月野字岩元五七〇八、五七一四、五七一六、字川久保六七九二の一、六八〇六、六八〇六の一、六八〇七の二、大隅町中之内字谷ノ尻五四九三の一、字地蔵谷五六四一の四、五六四二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道札幌市・石狩市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

札幌市（次の図に示す部分に限る。）、石狩市

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）